

令和2年度 第8回三郷区地域協議会

次 第

日時：令和3年2月12日(金)午後6時30分～
会場：三郷地区公民館 2階 集会室

1 開 会

2 議題等の確認

3 議題

(1) 令和3年度地域活動支援事業 採択方針等について

(2) 三郷区の地域課題について

4 事務連絡

5 閉 会

[上越市地域活動支援事業 令和3年度実施分 募集要項 (案)]

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

**私たちの三郷地域を
よくするための「まちづくり活動」を
募集します！**

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和3年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

■募集期間

令和3年4月1日(木)から
5月6日(木)まで【必着】

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ここがポイント！1》

- (1)事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ①提案や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ②提案団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③提案団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④会議時のお茶代・菓子代
 - ⑤金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- (2)令和4年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

※地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

※各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

(1) 採択方針

ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

【三郷区の採択方針】

三郷区に暮らす人たちが、世代を超えた人と人との交流の促進、愛着を感じられる地域づくり、安全・安心にいきいきと暮らせる地域づくり、地域課題の解決に取り組むために、三郷区の地域活動資金を活用し、住民が主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。

《優先して採択する事業》

1 住民の交流を活発にする事業

[世代間の交流促進を図る事業]、[将来を担う若者の交流促進に向けた事業]、
[子育て当事者同士の交流を促進する事業]、[高齢者同士の交流を促進する事業]、
[地域内の各種団体の活動を推進する事業]

2 地域資源の活用を図り、地域への愛着を深める事業

[三郷区の歴史資源の再発見・活用に係る事業]、[特産品などの創出に取り組む事業]

3 安全・安心な地域づくりに関する事業

[地域防犯・防災活動の充実を図る事業]、[地域内の危険箇所の排除に関する事業]、
[通園・通学の安全を確保するための事業]

4 住民の健康と福祉の充実を図る事業

[住民の健康の増進を図るための事業]、[子育て支援に関する事業]、
[高齢者・障害者支援に関する事業]、
[スポーツや文化活動等を通じて青少年の健全育成に取り組む事業]

5 三郷区の地域課題解決に取り組む事業

[人口減少・少子化対策に取り組む事業]、[三郷区への移住・交流人口増加に取り組む事業]、
[路線バスの利用促進に向けた事業]、[農業後継者を育成確保する事業]

※ 上記1～5に該当しない事業については、優先して採択する事業には当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。(「その他の事業」として採択)

《ここがポイント！2》

次のような事業は補助対象となりません。

- ①物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ②政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③公序良俗に反する事業
- ④国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ⑥行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(2) 審査基準

地域協議会では、提案者からの事業説明を受け、下記の(ア)、(イ)、(ウ)の審査を行い、その結果をもとに補助事業としての採否を決定します。

- (ア) **基本審査**：提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。基本審査の結果、「適合しない」とする委員が過半数となった場合は、不採択となります。
- (イ) **優先採択審査**：提案事業が「三郷区の採択方針」の「優先して採択する事業」に該当するかを審査します。この結果、「該当しない」とする委員が過半数となった場合は、優先採択事業ではない「その他の事業」となり、優先採択事業より審査の順位が下位となります。
- (ウ) **審査項目に基づく審査**：下表の審査の視点に基づき、委員が審査項目ごとに提案事業を採点(配点は各項目1～5点)します。その後、全委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

審査項目	配点	審査の視点
① 公益性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市民的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③ 実現性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

《ここがポイント! 3》

- ① 地域協議会では、必要により応募書類の内容を基に現地確認をします。そのうえで、提案者による事業説明を踏まえて審査を行います。
- ② 提案者による事業説明は、事業内容やそのねらいなどについて、短時間で説明(プレゼンテーション)していただきます。
- ③ 地域協議会の審査では、(ア)～(ウ)の審査を踏まえ、最終的に順位を付け、総合的に判断が行われます。

■応募方法

所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料(団体の規約、見積書、図面など)と合わせ、南部まちづくりセンターに持参もしくは郵送(消印有効)してください。

《ここがポイント! 4》

- ① 提案する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ② 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ④ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。(採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。)
- ⑤ 提案に必要な様式及びQ&Aは、南部まちづくりセンターの窓口と三郷地区公民館の地域協議会情報コーナーに備えてあります。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■令和3年度の補助金額

事業ごとの補助金額は、地域自治体に配分された予算の範囲内で地域自治体ごとに定めます。
なお、三郷区における補助金額の下限は1万円、上限は三郷区の予算の範囲内です。

《三郷区の予算 ●●●万円》

《ここがポイント！5》

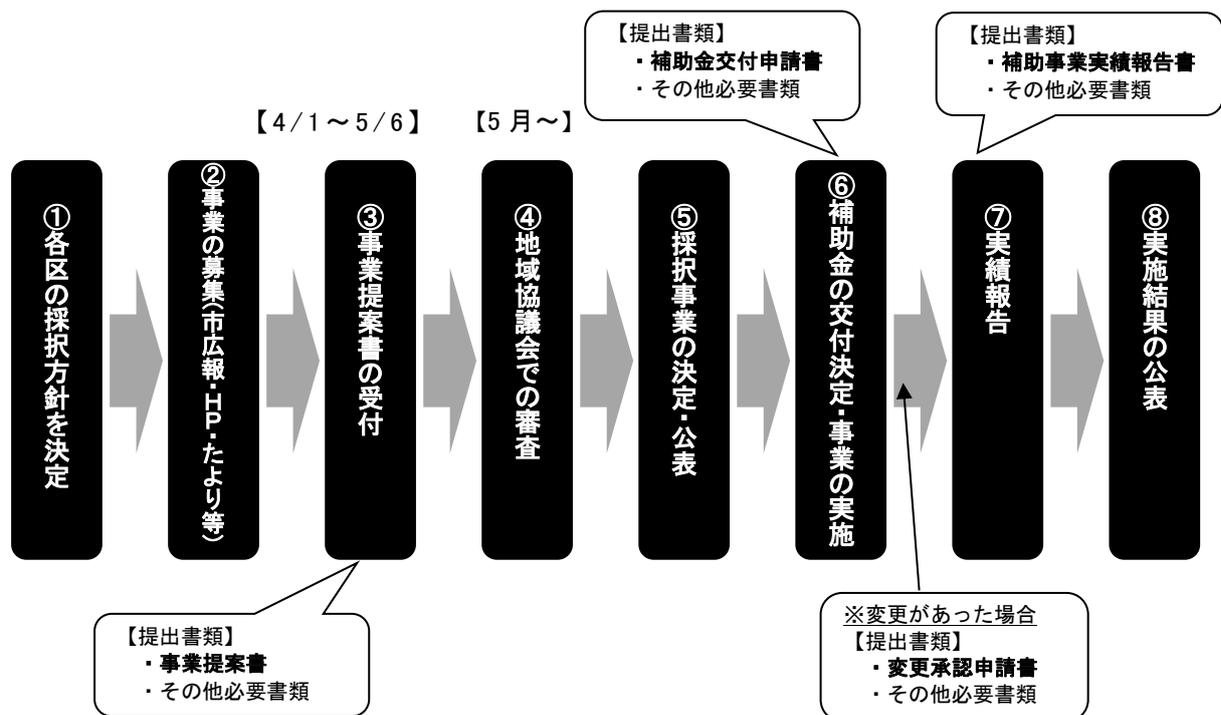
- ・補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■事業の紹介・公表

提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。

また、事業の実施結果について、事例集や地域協議会だよりでの公表を予定していますので、提案される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（地域活動支援事業の流れ）



ご提案をお考えの方は、お気軽に
南部まちづくりセンターにご相談ください！！

三郷区の担当事務所
南部まちづくりセンター
〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)
TEL 025-522-8831
—事業全体の問合せ先—
 上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課
TEL 025-526-5111 (内線 1429)



1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査・採点者

- ①審査・採点者は、会長・副会長を含む全委員のうち、提案者による事業説明を受けた委員（当日の出席委員）のみとする。
- ②審査・採点者は、全ての提案事業について審査・採点を行う。
※委員が所属する団体等から提案された事業であっても、審査・採点者になることができる。

(2) 提案事業の通知

- ①事務局は、事業募集終了後速やかに「提案概要一覧」を作成し、「事業提案書」、「審査・採点シート」とともに全委員に送付する。

(3) 委員による審査・採点の流れ

- ①委員は、送付された「事業提案書」を確認し、現地確認が必要とされた事業は各自で現地を確認したうえで、提案者による事業説明の際に質問する事項等をまとめる。（仮採点しておくことが望ましい）
- ②地域協議会を開催し、提案者による事業説明を行う。
- ③事業説明、質疑応答、審査・採点の時間配分は、提案件数により調整する。
- ④事業説明を受けた委員は、説明終了後、事業ごとに審査・採点を行う。
- ⑤審査・採点は、事業ごとに「審査・採点シート」を使用して行う。
- ⑥「審査・採点シート」は無記名とする。ただし、提出後に審査・採点に不備があった場合に事務局が確認できるよう、記号等を振る。
- ⑦「審査・採点シート①」を使用して基本審査（「適合する・適合しない」の別を記入）を行う。
- ⑧記入後は「審査・採点シート①」を事務局に提出する。事務局は、速やかに基本審査の結果を集計し、地域協議会に報告する。
- ⑨審査・採点者の過半数が「適合しない」と判断した事業は、以降の審査・採点を行わない。
- ⑩「審査・採点シート②」を使用して優先採択審査（「該当する・該当しない」の別を記入）と共通審査（審査項目ごとに1点から5点の間で採点し、点数を採点欄に記入）を行う。
- ⑪記入後は「審査・採点シート②」を事務局に提出する。
- ⑫審査・採点結果は、事務局に提出した時点で確定し、事後に疑義等が生じて修正は認めない。

(4) 提案事業の得点等の算出

- ①事務局は、事業ごとの審査・採点結果を集計する。
- ②全審査・採点者の共通審査の合計点を提案事業の得点とする。
- ③ただし、事故等により、事業ごとに審査・採点者数が異なる場合は、全審査・採点者の点数を単純平均したものを提案事業の得点とする。（単純平均した結果は、順位を判別できる範囲で小数点以下の端数処理を行う）

(5) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択審査で、審査・採点者の過半数が「適合しない」と判断した事業は、「その他の事業」とする。
- ②優先採択事業とその他の事業に区分し、それぞれ上記（4）で算出した得点の高い事業順に並べる。
- ③提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をその他の事業よりも上位とする。
- ④事務局は、提案事業の順位確定後、速やかに「提案事業順位表」をまとめ、地域協議会に報告する。
- ⑤この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	得点
1	事業A（福祉）	○	○	100
2	事業B（イベント）	○	○	90
3	事業D（観光振興）	○	○	80
4	事業F（文化）	○	○	70
5	事業G（施設整備）	○	○	50
6	事業C（イベント）	○	○	30
7	事業H（施設整備）	○	×	60
8	事業I（施設整備）	○	×	40
-	事業E（施設整備）	×	-	-

2. 採択の基本的なルール

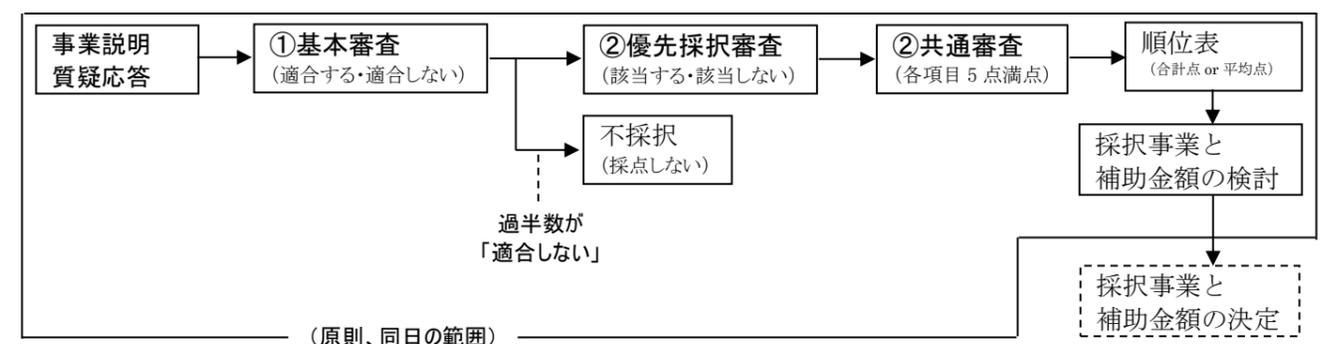
(1) 採択事業と補助金額の検討

- ①基本審査で審査・採点者の過半数が「適合しない」と判断した事業は、不採択とする。
- ②採択事業と補助金額は、提案事業の順位が確定した後、上記不採択事業を除いて、三郷区の予算に収まるよう委員間で協議する。
- ③上記不採択事業を除く提案事業の補助金希望額の合計が、三郷区の予算を上回る場合は、補助金の配分方法について検討する。また、予算を下回る場合は、補助金希望額に対して満額補助を基本とするが、地域協議会で検討して減額することができる。
- ④採択の当落線上に複数の提案事業が同順位（同点）で並んでいる場合は、当該事業間で優劣をつけることができる。
- ⑤補助金額の上限は三郷区の予算の範囲内とし、下限は1万円とする。

(2) 採択事業と補助金額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助金額の検討結果を、事務局を通じて市長に報告する。
- ②事務局は、採択事業と補助金額の決定後、速やかに結果を公表する。

<イメージ>



【三郷区】地域活動支援事業 審査・採点シート① (案)**1 審査・採点対象**

整理 No.	
事業名	
提案者	(名称) (代表者)

2 基本審査

※右の「適合性」欄のいずれか一つに☑を入れてください。

・地域活動支援事業の目的と合致しているか (地域の課題解決・活力向上に資するものか)	適合性
	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

【三郷区】 地域活動支援事業 審査・採点シート② (案)

《ご注意》

- 基本審査で“適合しない”が過半数となった場合は、下記は集計されません。
 ○審査当日、速やかに採点ができるよう、当日までに仮採点をしておいてください。

1 審査・採点対象

整 理 No.	
事 業 名	
提 案 者	(名 称) (代表者)

2 優先採択審査

※右の欄のいずれか一つに☑を入れてください。

・三郷区の採択方針にある優先して採択する 事業に該当しているか	<input type="checkbox"/> 優先採択事業に該当する <input type="checkbox"/> 優先採択事業に該当しない
--	---

3 共通審査

※採点は、1点から5点の5点満点です。(0点はナシ)

※基本審査で「適合しない」と判断した委員も、採点は全て行ってください。

審査項目	審査基準	メモ欄※ <small>良い 普通 悪い</small>	配点	採点欄
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか ・ 全市的な方向性と合致しているか ・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか 	_____ _____ _____ _____	5	
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか ・ 地域の実情や住民要望に対応したものか ・ 緊急性の高い提案事業であるか ・ ほかの方法で代替できないものであるか ・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか 	_____ _____ _____ _____	5	
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・ 資金調達の規模や時期に無理はないか 	_____ _____ _____	5	
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか 	_____ _____	5	
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・ 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか ・ 提案団体に、信頼性や将来性はあるか 	_____ _____ _____	5	
合 計			2 5	/

※メモ欄は審査の目安としてご自由にお使いください

三郷区地域協議会で審議するテーマについて①（案）

審議するテーマ	三郷区の郷土芸能 無形文化財「春駒」の伝承について
内 容	<p>1. 提案理由</p> <p>市の無形文化財でもある「春駒」は、昔から婚礼などの祝いの席で踊られていたが、近年は踊り手や歌い手の高齢化により伝承が難しい状況となっているため、三郷区の貴重な郷土芸能の伝承を図る方法について協議することを提案する。</p> <p>2. 課題の現状と今後の見通し</p> <p>「春駒」の保存会である「松波会」は、下四ツ屋地区及び西松野木地区の住民が中心となり、市民芸能祭で春駒を披露するなど活動してきたが、会員の高齢化や減少に伴い、現在会は休会状態となっている。</p> <p>総合学習で春駒について知り興味をもった地元小学校から踊りの講習等の依頼も受けても教えることができる地域住民は僅かしかいないため、三郷区の貴重な郷土芸能が途絶えることが懸念される。</p> <p>3. 課題の解決</p> <p>春駒の歴史や保存会の状況等について、踊り手や歌い手、保存会会員などの関係者から話を聞き、今後どのように伝承・活用していくか、三郷地区の町内会等とも意見交換を行いながら検討する。</p> <p>また、地域活動支援事業を活用することを視野に入れ、幅広い年代への踊りの講習会実施、三郷区内外への情報発信を行う団体の育成を地域全体で支援する。</p> <p>4. 期待する効果</p> <p>地域の中でも知られていない郷土芸能について見直し、関心をもってもらうことで、結果として地域全体で伝承していく機運の高まりに繋げたい。</p>

三郷区地域協議会で審議するテーマについて②（案）

審議するテーマ	三郷地区公民館の整備について
内 容	<p>1. 提案理由</p> <p>三郷地区公民館は、地域住民の拠り所として、高齢者を対象とした地域支え合い事業や区内の団体の各種活動等に広く利用されているが、建物自体の老朽化や耐震強度不足、男女共用トイレの問題など、施設設備等の改修が十分ではない。</p> <p>利用団体や地域住民の利便性の向上及び社会教育施設の拠点として、安全かつ快適に利用できるよう三郷地区公民館の整備について協議することを提案する。</p> <p>2. 課題の現状</p> <p>三郷地区公民館は昭和 55 年に建築された木造の施設で建築後 40 年が経過しており、さらに平成 23 年には公共施設の耐震調査において「耐震強度不足」の判定を受けている。また、1 階に設置されているトイレは男女の空間の区分けがなく、施設利用者が快適に使用できない状態である。</p> <p>これまでに三郷まちづくり振興会や三郷地区町内会長協議会が建て替えに関する要望書を出しているが、不具合箇所のみ補修に留まっている。</p> <p>3. 課題の解決</p> <p>委員改選により三郷地区公民館の整備等に関する経緯を知らない委員もいることから、市の担当課から三郷地区公民館について説明を聞く。その後に、実際に三郷地区公民館を利用している団体から話を聞く機会や、建て替えの要望書を提出している三郷まちづくり振興会・三郷地区町内会長協議会等と意見交換を行う場を設け、話し合いの結果を反映した意見書を市へ提出する。</p> <p>4. 期待する効果</p> <p>町内会、利用団体、地域住民の声を集約し、三郷まちづくり振興会・三郷地区町内会長協議会と連携して、三郷区の拠点施設の整備を市に求めていく。</p>

地域協議会と各種団体との意見交換・勉強会について（案）

- 目的 委員自身が三郷区について理解を深め、現状を把握し課題を共有することで、今後の自主的審議事項の協議へつなげるため、各種団体等との意見交換や勉強会を実施する
- 対象 三郷区内の各種団体
- 日程 令和3年4月～

[案]

対象	テーマ	備考
三郷区内の町内会	・各町内が抱える地域の課題について	出張地域協議会として開催
三郷まちづくり振興会	・三郷まちづくり振興会の取組について ・三郷まちづくり振興会が考える地域の課題について	市担当課（社会教育課）から公民館の改修について説明を聞く
交通安全協会	・三郷区内の事故発生状況について ・三郷区内の危険箇所について	
農業法人 農業関係者	・農業の担い手の現状について ・農業の担い手育成の取組みについて	必要に応じて三郷区外の先進的な取組の視察
小・中学生 高校生 若い世代	・三郷区の魅力について ・住みたい三郷区にするには	中学校・高校は区内に学校がない（区内で学区が分かれている）ため、対象者をどのように集めるか検討が必要
区内で活動する 地域活動団体	・各団体の活動内容について ・活動から感じる地域の課題について	
市担当課	・三郷区の人口推計について	上越市創造行政研究所